最終更新日:2015年7月6日
株式会社宮崎太陽銀行
代表取締役頭取　川崎 新一
問合せ先:経営企画部　0985-60-6270
証券コード:8560
http://www.taiyobank.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、地域金融機関としてその存在基盤を確立し、経営の効率性と健全性の維持・向上を図ることを経営の最重要課題のひとつとして位置付け、経営意思決定に関する透明性・機動性の向上、経営監督機能の強化等適切なガバナンスが行われる組織及び企業風土構築に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社整理回収機構	26,000,000	32.73
株式会社西日本シティ銀行	1,886,187	2.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,747,000	2.19
東京海上日動火災保険株式会社	1,738,116	2.18
富士火災海上保険株式会社	1,617,911	2.03
宮崎太陽銀行従業員持株会	1,440,308	1.81
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 南日本銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,420,895	1.78
株式会社福岡中央銀行	1,398,000	1.76
株式会社福岡銀行	1,224,000	1.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,191,000	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
溝口　孝	他の会社の出身者								△	△		
堀　和郎	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
溝口　孝	○	・溝口孝氏とは一般預金者としての経常的な取引があり、同様に溝口氏が平成24年6月まで相談役を務めていた宮崎ケーブルテレビ株式会社とは預金や貸出等の経常的な取引がありますが、当行の預金や貸出金等に占める取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えております。 ・溝口孝氏が相談役を務めていた宮崎ケーブルテレビ株式会社には、当行OBが監査役として就任しており、また当行取締役頭取である川崎新一が社外取締役として就任しております。	民間企業の役員及び代表者を努めた豊富なビジネス経験及び同社役員としての経営経験を通じて培った幅広い識見を活かし、客観的な観点から当行の経営全般への様々な指導を享受できるものとして社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
堀　和郎	○	堀和郎氏とは一般預金者としての経常的な取引がありますが、当行の預金量に占める取引の規模や性質に照らして、株主・	教育学者としての高い見識と教育組織の管理運営に長く携われた豊富な経験を活かし、当行に対する適切な指導と提言をいただけるものとして選任しております。また、一般株主と

		投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えております。	利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当行の監査役(会)は、取締役の職務執行及び会計監査、業務監査を実施しており、また、会計監査人による外部監査の結果について報告を受け、その適切性をチェックしております。
更に、監査役(会)は、会計監査人と定例会合をもち、報告や意見交換を実施しております。
当行では、内部監査体制について他の部門から影響を受けることなく監査できる権限を有する監査部を設置しております。そして、監査役との連携強化のために、監査役、監査部長、コンプライアンス統括部長及び両部の実務担当者を構成委員とする内部監査部門協議会を設置し、監査役による監査機能の強化及び監査活動等における実効性向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高柳　憲一	その他													
石野田　幸藏	その他													
郷　俊介	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高柳　憲一	○	高柳憲一氏とは一般預金者としての経常的な取引がありますが、当行の預金量に占める取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えております。	元県庁勤務で、宮崎県経済に精通しており、人格、識見のうえで当行監査役として適任であることから選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
		石野田幸藏氏とは一般預金者としての経	元県庁勤務で、宮崎県経済に精通しており、人

石野田　幸藏	○	常的な取引がありますが、当行の預金量に占める取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えております。	格、識見のうえで当行監査役として適任であることから選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
郷　俊介	○	郷俊介氏とは一般預金者としての経常的な取引がありますが、当行の預金量に占める取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えております。	・弁護士としての専門性や長年の経験を有しており、人格、識見のうえで当行監査役として適任であることから社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当行は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当行は、企業価値の持続的な向上を意識した経営を推進することで株主重視の経営意識を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的として役員報酬制度を見直しております。
新役員報酬制度では、役員退職慰労金制度を廃止し、それに伴い新役員報酬制度を固定報酬と業績連動報酬に区分することとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書において、取締役、監査役及び社外役員の報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当行は、企業価値の持続的な向上を意識した経営を推進することで株主重視の経営意識を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的として役員報酬制度の見直しを下記の通り行っております。
・役員退職慰労金制度の廃止
従来の役員退職慰労金制度は、平成24年6月28日の定時株主総会終結の時をもって廃止する。なお、当該定時株主総会によって再任された取締役及び監査役の本定時株主総会終結の時まで在任期間に応じた従来の制度による役員退職慰労金は、それぞれの退任時に支給する。
・取締役及び監査役の報酬総額の改定
取締役及び監査役の報酬の総額を、今般の役員退職慰労金制度の廃止及び経済情勢の変化等を勘案し、増額改定する。
・新役員報酬制度について
役員退職慰労金制度の廃止に伴い、新役員報酬制度は、固定報酬と業績連動報酬に区分する。なお、監査役については独立性及び中立性を確保するため業績連動報酬としない。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当行では、監査役会において主要部署の取締役等の出席を要請し、職務の執行状況等のヒアリングを行うほか、常勤監査役から重要会議の状況や、子会社を含む監査の実施状況及び結果について報告を受ける体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当行の企業統治の体制は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制に係る基本方針」を定めるとともに、その「内部統制に係る基本方針」に基づき、業務の適正を確保する体制として、リスク管理・コンプライアンス管理・内部監査を包括した内部管理体制(内部統制システム)を構築しております。

イ. 内部管理体制(内部統制システム)の整備の状況

取締役会は、お客様第一主義の経営及びリスク管理態勢の強化と遵法精神に富んだ企業風土作りを経営の最重要課題と位置づけ、中期経営計画等に明記し行内外に周知しております。また、相互牽制機能を確保するため、監査役(会)や会計監査人との連携強化や監査部の監査態勢強化を図っております。

業務を担当する取締役は、適切な業務執行、内部管理体制の整備について、それぞれの担当業務の内容・重要性を十分に理解し、また内在するリスクも十分に認識したうえで、顧客保護等も含め業務執行を適切に行い、かつリスクを削減するための体制整備を行っております。

取締役会については、取締役会規定で原則月１回の開催を定めていますが、可能な限り取締役会を開催し、各業務部門から執行状況の報告を受けるほか、合議による経営意思の決定を行い、取締役会運営の透明化、審議の充実化に努めております。

さらに、経営執行に対する監視強化と経営に対する評価の客観性を確保する目的で、取締役会のほか経営会議には必ず常勤監査役の出席を内部規定において定めており、各監査役は取締役会等において客観的な立場で提言を行うなど牽制の効果を発揮しております。

また、当行では内部管理体制の整備状況の確認を目的に、取締役会直轄の組織として監査部を設置し、本部、営業店など全ての業務執行を独自の立場で監査できる体制を構築しております。

ロ. リスク管理態勢の整備の状況

当行は経営理念、リスク管理に関する基本理念に基づき、全行的なリスク管理態勢の整備の一環として「リスク管理ポリシー」を制定し、管理のための組織体制を示すとともに、個別リスクに関するものを含むリスク管理の基本方針のほか、統合的リスク管理基準、個別リスクに関する管理基準を定めております。

当行は業務に内在する諸リスクについて管理・検討する組織として頭取を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、自己資本等で示される経営体力の範囲内で適切なリスクテイクを行って収益力の向上を図るとともに、その適切性を確保するための統合的リスク管理を行っており、さらに、取締役会等による検証・確認を行っております。

また、個別リスクを所管する業務部署では、取締役会等の適切な管理の下、定性的な観点からのリスク管理も行っております。

さらに、法令等遵守の徹底と企業倫理の確立による健全かつ公正な業務執行をチェックする組織として、同じく頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しており、この両委員会には、監査役を構成メンバーに組み入れ、これらの機能状況の継続的な監視を行うこととしております。

当行グループ会社の健全かつ円滑な運営を行うため、「グループ会社運営規定」を定め、グループ会社の協議・報告に関する基準を定めております。当行グループの運営を管理する部署を経営企画部とし、定期的に会議を開催し、適切な管理・指導を行っています。また、監査部は当行の「監査規定」及びグループ会社の内部規定に基づき内部監査を実施しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行のコーポレート・ガバナンスの体制は、経営の効率性と健全性の維持・向上を図ることを経営の最重要課題の一つとして位置付け、経営意思決定の迅速化・機動性の向上、経営監督機能の強化等、適切なガバナンスが行われる組織及び企業風土構築に取り組むことをその目的としており、上記体制によりその目的が達成できるものとしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	プロジェクターを利用し、図表グラフを基にわかりやすい業績説明を実施している。また、株主総会議案の議決結果について、臨時報告書にて開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上に、ディスクロージャー誌、ミニディスクロージャー誌及び決算短信を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部をIRに関する担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当行は、企業市民としての宮崎太陽銀行を標榜しており、環境保護活動や地域行事への協賛、活動支援を行っており、また、お年寄りや障害者の方への利便性向上策の実施などさまざまな地域社会への貢献、CSR活動を展開しております。
その他	当行は、女性の活躍推進に向けて、仕事と育児の両立支援のための制度を整備しており、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた制度利用の促進を実施しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役会は当行の経営理念に則り、法令等遵守態勢の構築を経営の最重要課題の一つと位置付け、以下の項目の通り、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築し、その整備・充実を図る。
(2)法令等遵守の徹底と企業倫理の確立による健全かつ公正な業務執行をチェックする組織として、頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、その統括部門としてコンプライアンス統括部を置き、法令等遵守に係る態勢の整備・充実を図る。
(3)役職員の行動指針を「コンプライアンス・マニュアル」に定めるとともに、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス統括部はその進捗状況を定期的に取締役会に報告する。
(4)不正行為等の早期発見と是正を行うために、内部通報制度を定め、さらなる周知徹底を図る。
(5)内部監査部門として監査部を設置し、法令等遵守に関する管理態勢の適切性及び有効性を検証し、その結果を取締役会に報告する。
(6)反社会的勢力を排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であると認識し、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む。一元的な管理態勢を構築するため、統括部署をコンプライアンス統括部に定め、組織的に対応する。反社会的勢力による不当要求に対しては、警察等外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役の職務の執行に係る情報・文書については、「取締役会規程」、「経営会議規定」等において、保存の方法・期限等を定める。
(2)業務執行に係る情報の保存及び管理については、「セキュリティポリシー」、「セキュリティスタンダード」等に定めて、これを周知徹底するとともに、必要な研修を実施する。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
(1)リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、「リスク管理に関する基本理念」、「リスク管理に関する基本方針」を定め、「リスク管理委員会」を設置するとともに、全行的なリスク管理の統括部門を経営企画部 リスク管理グループに置き、リスク管理態勢の整備・充実を図る。
(2)災害やシステム障害等の危機発生時の基本方針として、「危機管理指針」を定めるとともに、主要業務の継続及び早期復旧を目的とした業務継続計画(BCP)を策定して、適切な管理体制を整備・強化する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役の職務執行の効率性を確保するために、「取締役会規程」において、取締役会の運営及び決議、報告事項に関する基準等を定めるとともに、経営会議及び各種委員会等、取締役会を補佐する機関を設置する。
(2)取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制及び業務執行規定」、「職務権限規定」及び「事務分掌表」等に定められた権限、手続きに則り行う。

5. 当行並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当行グループの健全かつ円滑な運営を行うため、「グループ会社運営規定」を定め、グループ会社の協議・報告に関する基準を定める。
(2)当行グループの運営を管理する部署を経営企画部に置き、定期的に会議を開催し、適切な管理、指導を行う。
(3)監査部は当行の「監査規定」及びグループ会社の内部規定に基づき内部監査を実施する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
(1)監査役の職務を補助する部署として「監査役室」を置き、必要な担当者を監査役室に配置する。
(2)監査役室には、監査業務の補助を行うのに必要な知識、能力を具備した人材を配置する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役室の担当者の任命・異動、評価については、監査役の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)取締役及び使用人は、定期的または必要に応じて、監査役へ報告、情報提供を行うとともに、監査役から報告を求められた場合は、適切に対応しなければならない。
(2)内部監査部門は、監査役監査が実効的に行われることを目的に、監査結果について定期的に報告を行うものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役の取締役会、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他重要な会議への出席や、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、関連する行内規定等に定める。
(2)代表取締役頭取、会計監査人は、監査役と定期的または必要に応じて意見情報交換を行い、相互認識と信頼関係を深めるものとする。
(3)監査役による監査機能の強化及び監査活動等における実効性向上を図ることを目的とした「内部監査部門協議会」を設置する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当行は、反社会的勢力を排除していくことが社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であると認識し、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組んでおり、反社会的勢力排除に向け、以下のとおり体制を整備しております。
(1)対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
全社的統括部署であるコンプライアンス統括部は、事案に応じ関係部署と連携し対応を協議いたします。営業店・各部署等に反社会的勢力対応責任者を配置し、反社会的勢力からの不当な要求に屈しない体制を構築しております。

(2)外部の専門機関との連携状況
所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課、財)宮崎暴力追放センター及び顧問弁護士等の外部専門機関と密に連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。

(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
コンプライアンス統括部において反社会的勢力に関する情報を収集し、システム化による一元的管理を行うことにより反社会的勢力かどうかの確認を行っています。

(4)対応マニュアルの整備状況
反社会的勢力排除に向けた基本的考え方を示した「コンプライアンスマニュアル」を全役職員に配布し周知徹底を図っております。

(5)研修活動の実施状況

本部研修及び自店研修を定期的に開催し、当行及びグループ各社に対するコンプライアンス啓発活動を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

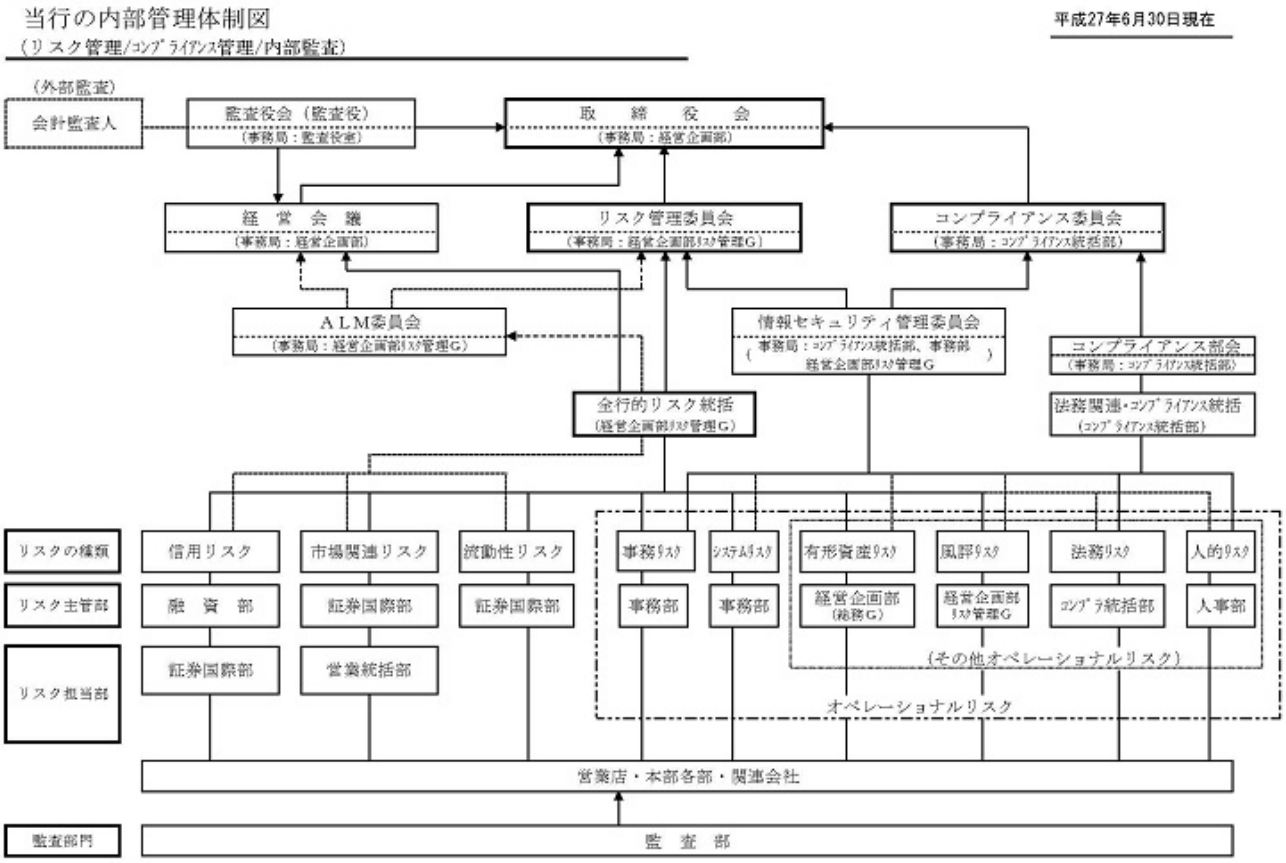
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当行は、経営企画部を適時開示の担当部署としており、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下、「適時開示規則」という。）第4条の3に基づく情報取扱責任者として経営企画部担当役員を任命しております。
経営企画部は、経営方針・経営計画の企画・立案等を行う企画担当、決算・経理事務を行う経理担当、広報を統括する広報担当及び連結子会社等（3社）を統括管理する関係会社担当を有し、適時開示の対象に関係する会社情報は、迅速に収集あるいは報告される体制となっております。経営企画部長は、収集・報告された情報のうち、適時開示規則に基づき投資者が適切な投資判断を行う上で必要な情報を、頭取、専務等経営陣へ迅速に報告するとともに、取締役会を開催し、開示内容の承認の後、速やかに適時開示を行っております。



【会社情報の適時開示に係る社内体制】

